

宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業の 申請受付及び補助事業実施期間を延長します

東京都と公益財団法人東京観光財団は、宿泊施設非接触型サービス等導入支援補助金について、申請受付及び補助事業実施期間を延長することとしましたので、お知らせします。

変更点

- 申請受付期限 **【変更前】令和3年12月31日（金）まで**
【変更後】令和4年1月31日（月）まで
- 補助事業実施期限 **【変更前】令和4年1月31日（月）まで**
【変更後】令和4年2月15日（火）まで

募集の概要

- 1 補助対象施設 都内の「旅館・ホテル」又は「簡易宿所」であること
 - 2 支援内容
 - (1) 施設整備等に対する補助
 - ① 補助対象事業 宿泊施設が新型コロナウイルス感染症対策を行う際の経費を補助
 - ② 補助対象経費 自動チェックイン機、非接触型体温計、マスク、消毒液等の購入や自動ドア、自動水栓等への改修 など

※令和2年5月14日以降で既に着手した対策も実施の確認ができれば対象とします。

※補助事業実施期限が令和4年2月15日までのため、補助事業の実施にあたっては、機器導入・工事期間等を考慮して、お早めに余裕をもってご申請ください。
 - ③ 補助率 3分の2
 - ④ 補助限度額 1施設当たり400万円（消耗品購入のみの場合は100万円）
 - (2) アドバイザー派遣 宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む際、専門家がアドバイスをを行います。上限5回（無料）
- 3 申請受付期限 令和4年1月31日（月）まで（消印有効）

※ただし、受付期間中であっても、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。
- 4 申請先 (公財) 東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課
〒162-0801 東京都新宿区山吹町3-4-6 番地6 日新ビル5階
※申請書類や手続き方法等については、(公財) 東京観光財団ホームページ
(<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/covid19-measures-yado/>)をご覧ください。

【問い合わせ先】

<事業全般について>

産業労働局 観光部 受入環境課

電話 03-5320-4802

<申請方法等について>

(公財)東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課

電話 03-5579-8463